

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成20年10月

大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 本年の勧告の内容
- 5 最近の給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者16,293人(再任用職員を除く。)であり、昨年より191人の減となっています。(行政職については、4,510人で昨年より43人の減となっています。)

また、対象職員の平均年齢は44.0歳であり、昨年より0.2歳増加しています。(行政職については、43.6歳で昨年より0.1歳増加しています。)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,510	4,553	△ 43	43.6	43.5	0.1
研究職	235	247	△ 12	42.8	43.6	△ 0.8
医療職(一)	16	15	1	46.8	47.2	△ 0.4
医療職(二)	263	282	△ 19	44.5	44.6	△ 0.1
海事職	41	43	△ 2	42.2	42.3	△ 0.1
公安職	1,992	1,999	△ 7	41.4	42.1	△ 0.7
教育職(一)	2,777	2,808	△ 31	43.8	43.4	0.4
教育職(二)	6,459	6,537	△ 78	45.2	44.6	0.6
全職種	16,293	16,484	△ 191	44.0	43.8	0.2

※ 上記以外に再任用職員が42名在職している。

(平成20年4月1日現在)

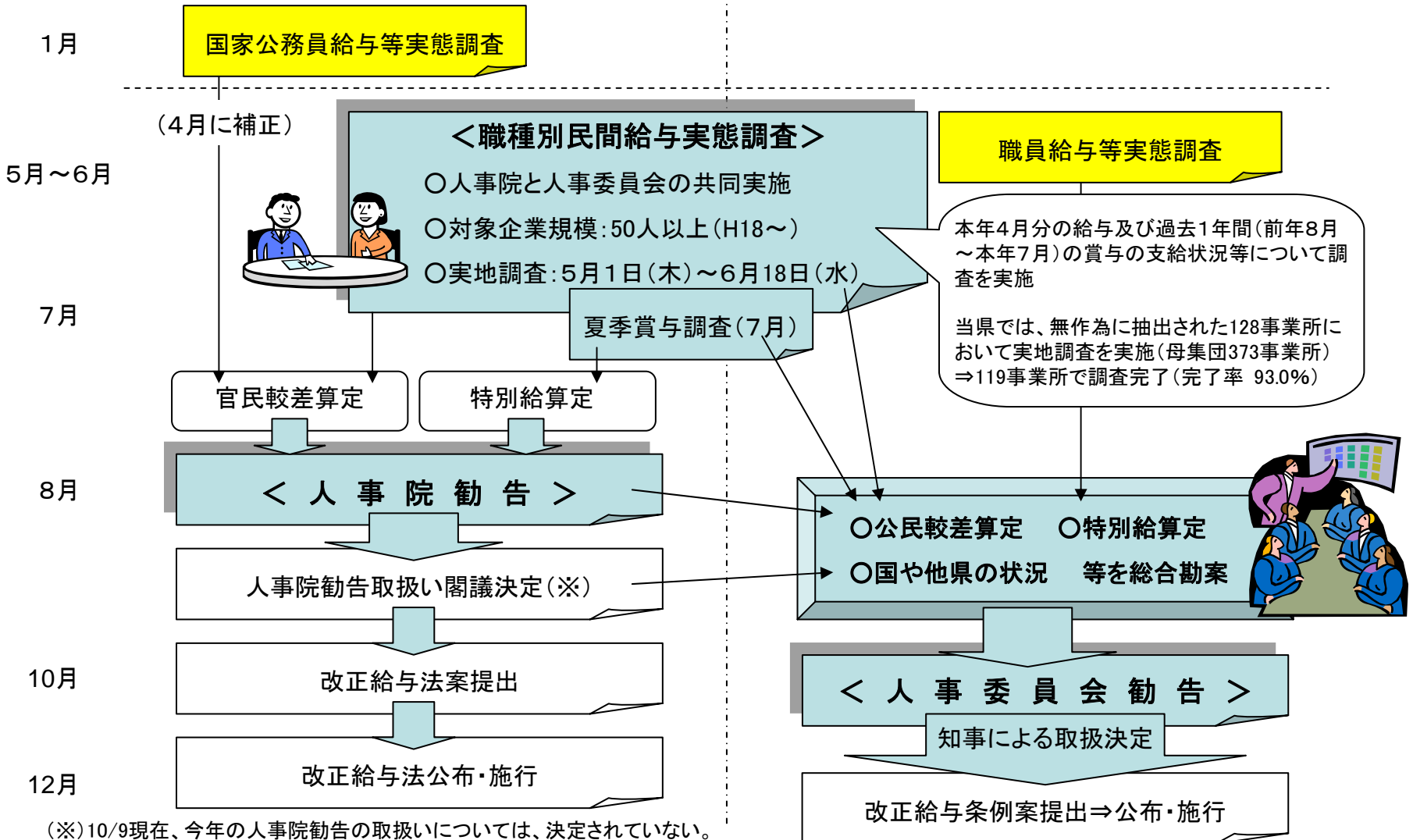
※ 特定任期付職員及び任期付研究員は在職していない。

2 給与勧告の手順

人事委員会の給与勧告制度は、現行の公務員の労働関係に対応したものであり、地方公務員法第24条に定める給与の根本基準を具体化し、適正な給与の実現を図るとともに、公務員の勤務条件を確保することを目的としています。

【国】

【大分県】



4 本年の勧告の内容

本年は、民間給与との較差(0.05%)が極めて小さいことから月例給の水準改定は行わず、特別給も民間の支給月数(4.49月)とおおむね均衡していたことにより改定を行いませんが、新たな職が設置される教育職の給料表について改定を行います。

また、人材確保の観点から医師の初任給調整手当を改定します。

(実施時期:平成21年4月1日)

1 教育職給料表

- 平成21年度から小中学校等に新たな職(副校長等)が設置されることから、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)に特2級を新設

現 行		改 定 後	
4級	校長	4級	校長
3級	教頭	3級	副校長(校長を助け、校務をつかさどる)、教頭
2級	教諭	特2級	主幹教諭(校長、副校長、教頭を助け、校務の一部を整理し、児童生徒の教育をつかさどる) 指導教諭(児童生徒の教育をつかさどり、教諭その他の職員に教育指導の改善や充実のために必要な指導、助言を行う)
1級	実習助手等	2級	教諭
		1級	実習助手等

2 初任給調整手当

- 医師の人材確保のため、初任給調整手当を引上げ適切な給与水準を確保するとして人事院勧告に準じて改定
(初任給調整手当・専門的知識を必要とし、欠員補充が困難な職に採用される職員について、給与水準を特別に調整するもの)

5 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、平成14年、平成15年及び平成17年が月例給の引下げ、また、平成11年から平成15年までが5年連続で特別給の年間支給月数の引下げとなっており、平成18年まで年間給与の減少・据置きが続けていました。昨年は、民間の月例給水準や特別給の年間支給割合(月数)が県職員を上回っていたこと等により、月例給および特別給の年間支給月数の引上げを行い、9年ぶりに年間給与が増加しました。

本年は、月例給、特別給の双方について、県職員給与と民間給与の水準がほぼ均衡していたこと等により、改定を行わないこととしました。

年	項目 月例給		主な勧告の内容	特別給		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ(H17実施) 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定(H18実施)	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ(H19実施)	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ 地域手当の一部繰上げ改定	4.50月	0.05月	30千円	0.5%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の新設、医師の初任給調整手当の引上げ(H21実施)	4.50月	—	—	—

(注) 平成17年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出